

ルーマニア  
実用新案規則  
法律 No. 350/2007

目次

第 I 章 総則

第 1 条 実用新案による考案の保護

第 2 条 定義

第 II 章 実用新案出願

第 3 条 通則

第 4 条 実用新案出願の主題としての製品

第 5 条 コンピュータ・プログラム分野の考案の実用新案出願

第 6 条 特許出願の変更から生じる実用新案出願

第 7 条 実用新案出願の特許出願への変更

第 III 章 実用新案の登録手続

第 8 条 出願の審査

第 9 条 考案の技術的性格

第 10 条 考案の開示

第 11 条 不利にならない開示

第 12 条 単なる専門技術の枠組を超えること

第 13 条 調査報告書の作成

第 14 条 クレームの補正

第 15 条 実用新案出願の審査報告書

第 16 条 審査委員会

第 17 条 実用新案登録の公告

第 18 条 保護の更新

第 19 条 実用新案証の取消手続

第 IV 章 経過規定及び最終規定

第 20 条 政府決定 No. 547/2008 で承認された特許法 No. 64/1991 施行規則の規定の準用

第 21 条

## 第 I 章 総則

### 第 1 条 実用新案による考案の保護

実用新案による考案の保護は、2007 年 12 月 12 日ルーマニア官報 No. 851 第 I 部に公告された実用新案法 No. 350/2007 の規定に基づいて、ルーマニアが当事国である条約、協定及び取決の規定を満たして行われる。

### 第 2 条 定義

- (1) 本規則の適用上、次の用語の意味は次のとおりとする。
  - (a) 法－実用新案法 No. 350/2007
  - (b) 法の条－実用新案法 No. 350/2007 の条
  - (c) 条－施行規則の条
  - (d) BOPI－工業所有権公報－実用新案の部
- (2) 本施行規則の適用上、法において定義されている用語は同じ意味を有する。

## 第 II 章 実用新案出願

### 第 3 条 通則

実用新案出願は、法及び本施行規則に規定された手続に従わなければならない。

### 第 4 条 実用新案出願の主題としての製品

(1) 製品は、それが課題の技術的解決を構成する限りにおいて、法第 1 条(1)の規定に従って考案の主題である。

(2) 物体であって、その構造部分及び／又は構成部品によって、それらを結び付ける要素によって、構造形状及び／又はその構成部品の形状によって、それを製造するために使用される材料によって、構成部品間の構造的、位置的及び機能的関係によって、又はその機能的役割によって、技術的に定義される一定の特性を有するものを製品とすることができる。

(3) 次のものは、(2)の規定の意味における製品とすることができる。例えば、

(a) 製造若しくは作業方法を実行するために使用される装置、設備、機器、機械工具、器具又はそれらの組立部品

(b) 電気、空気圧又は油圧回路

(c) 物理的混合物であって、その構成要素、構成要素間の数量比率、又はそれらを個性化し、技術的課題の解決のために利用可能にする他の特性によって定義されるもの

### 第 5 条 コンピュータ・プログラム分野の考案の実用新案出願

(1) 実用新案出願の主題としてのコンピュータ・プログラム分野における製品は、一見で考案の技術的特徴をコンピュータ・プログラム的手段により実行するプログラム可能装置、及び論理作動によって表現されたデータ処理システムのためのコンピュータ・プログラム製品とすることができる。

(2) 実用新案出願の明細書には、組織図表、表等の、データ処理の作業段階を示す図表を添付することができる。

### 第 6 条 特許出願の変更から生じる実用新案出願

(1) 法第 14 条(1)及び(3)に規定の条件に基づいてなされる変更請求は、次のものを含まなければならない。

(a) 特許出願の主題である発明の実用新案登録を目的とする変更の明示の請求

(b) 変更を請求する正規の国内出願の価値を有する特許出願の番号及び出願日

(c) 出願人の身分の詳細事項

(2) 第 4 条又は第 5 条(1)にその主題が定義されている特許出願は、実用新案出願に変更することができる。

(3) 主題として製品と方法を有する特許出願の分割から生じる出願も実用新案出願に変更することができる。この場合は、出願人は主題として製品を有する分割特許出願についての実用新案出願への変更を請求しなければならない。

(4) (1)に規定の要件が遵守される場合は、OSIM(国家発明商標庁)は、変更が基礎とする特許出願の正規の国内出願を構成する明細書、クレーム及び(該当する場合)図面の写しを作成し、実用新案出願を国家実用新案出願登録簿へ記入し、変更から生じる実用新案出願の番号を出

願人に通知しなければならない。

(5) (1)の請求時に法定変更手数料が納付されなかった場合でも、出願日から2月の期間内に納付することができる。

(6) 法定手数料が(5)に規定のとおり納付されなかった場合は、実用新案出願は、法第19条(5)(e)の規定に従って取下とみなされる旨を宣言される。

(7) 法第14条(1)(b)に規定の状況において、取り消された特許の所有者は、変更請求と共に、進歩性の欠如によって取り消されたクレームの写しを添えた取消の最終かつ取消不能の決定の写しを提出しなければならない。

(8) 特許出願は、1度に限り実用新案出願に変更することができる。

(9) 特許付与の目的で国内段階に移行した国際出願は、実用新案出願へ変更することはできない。

(10) 特許出願の変更から生じる出願は、実用新案としての登録のためには、法及び本施行規則に規定の手続に従わなければならない。

(11) 法第18条(3)の規定の適用上、特許出願から生じる実用新案出願がなされた後は、特許出願について作成された調査報告書が変更請求日までに公開されていない場合は、OSIMはそれを公開する。

(12) 特許出願について作成された調査報告書の結果として補正されたクレームは、変更請求と共に提出することができる。

(13) 法第9条(4)にいう出願日は、それぞれ、(a)に規定の事情については特許出願の出願日であり、(b)に規定の事情については実用新案出願の出願日である。

(14) 法第9条(4)の規定の適用上、ライセンスによる移転が実用新案出願に発生し、特許が特許出願を基礎として付与され、移転効果が特許出願日から停止する場合は、実用新案は、特許付与の言及の公告日に特許と同じ考案を保護し特許と同じ所有者を有する限り、(13)に基づいて出願日から遡及効を有さないものとみなされる。

(15) 特許出願人は、特許付与の決定前は次の何れかを行うことができる。

(a) 特許出願の取下を請求する。又は

(b) 本人が当該権利の所有者である場合は、登録実用新案によって付与される権利を放棄する。

(16) 実用新案出願に変更された特許出願において優先権が主張され認められている場合は、実用新案出願においても主張され認められているものとみなされる。

(17) 変更によって生じた実用新案出願の由来である最初の正規の国内出願の価値を有する特許出願は、出願日から12月以内に拒絶されず取下されず又は取下とみなされない場合は、条約優先権を生じる。

(18) 特許出願が(17)にいう期限内に拒絶され取下され又は取下とみなされる場合は、特許出願の変更から生じる実用新案出願が条約優先権を生じる。

(19) OSIMは、(9)に基づく場合、又は法第14条(1)若しくは(3)の規定が遵守されない場合は、特許出願を実用新案出願に変更することはできない旨を出願人に通知する。

(20) 欧州特許出願の変更から生じる国内特許出願は、次の場合は、実用新案出願に変更することができる。

(a) 変更された欧州特許出願の書類が欧州特許の出願日から又は優先権が主張されている場合は優先日から20月以内にOSIMによって受領された場合。ただし、これはその書類がルー

マニアにおける国内出願への変更の請求を含む場合に限る。

(b) (a)にいう書類の OSIM による受領後 2 月の期間内に、出願人が実用新案の保護を取得する目的で手続がなされることを望む書類に含まれる明細書、クレーム及び(該当する場合)図面の翻訳文を、実用新案出願への変更の明示の請求を添付して、出願人が OSIM に提出する場合

(21) (20)の規定が遵守されない場合は、OSIM は欧州特許出願の変更から生じる国内特許出願は実用新案出願に変更することができない旨を出願人に通知する。

## 第 7 条 実用新案出願の特許出願への変更

(1) 法第 15 条(1)又は(3)の規定に基づいて提出された変更請求は、次のものを含まなければならない。

(a) 実用新案出願の主題である考案の明示の変更請求

(b) 変更を請求する正規の国内出願の価値を有する実用新案出願の出願番号及び出願日

(c) 出願人の身分の詳細事項

(2) (1)に規定の要件が遵守された場合は、OSIM は、実用新案出願の正規の国内出願を構成する明細書、クレーム及び(該当する場合)図面の写しを作成し、特許出願を国家特許出願登録簿に記入し、出願人に変更から生じる特許出願番号を通知する。

(3) 実用新案出願の変更から生じる特許出願については、後の修正を伴って再公布された工業所有権分野における手数料及びその使用条件に関する政令 No. 41/1998 附則 2 項目 4 に従って、法定変更手数料を納付しなければならない。法定変更手数料が(1)に基づく請求の提出時に納付されない場合にも、出願日から 2 月の期間内に納付することができる。

(4) 実用新案出願において、先の出願の優先権が主張され認められた場合は、実用新案出願の変更から生じる特許出願もまた当該優先権の主張によって利益を享受する。

(5) 変更によって特許出願を生じた由来である最初の正規の国内出願の価値を有する実用新案出願は、出願日から 12 月以内に拒絶されず、取下されず又は取下とみなされない場合は、条約優先権を生じる。

(6) (5)にいう期限内に実用新案出願が拒絶され、取下され又は取下とみなされる場合は、実用新案出願の変更から生じる特許出願が条約優先権を生じる。

(7) 変更によって特許出願が生じる由来となった実用新案出願については、出願人によってなされる実用新案出願の取下の明示の請求がない場合は、法及び本施行規則に従って登録手続が継続する。

(8) 特許出願は、一度に限り実用新案出願の変更によって生じる。

(9) 特許出願は、実用新案の保護の取得の目的で国内出願に移行した国際出願からは生じない。

(10) 変更によって生じる特許出願は、再公布された特許法 No. 64/1991 及び政府決定 No. 547/2008 で承認された特許法 No. 64/1991 施行規則に規定の手続に従わなければならない。

(11) 実用新案出願について出願人が考案者を宣言したか又は本人が実用新案の登録を受ける権原を有することを証明した場合は、特許出願について同じ要件が満たされたものとみなされる。

(12) (1)の規定が遵守されなかった場合は、OSIM は実用新案出願の変更から特許出願が生じなかった旨を出願人に通知する。

## 第 III 章 実用新案の登録手続

### 第 8 条 出願の審査

- (1) 実用新案の登録手続は、法第 17 条から法第 19 条までの規定に基づいて行われる。
- (2) 紙面で提出された実用新案出願は、A4 の形式で、コンピュータ印刷又はタイプライターで作成されるものとする。これ以外は、実用新案出願はなされなかったものとみなされ、書類は出願人に返却される。
- (3) OSIM は、次のとおりであるか否かを審査する。
  - (a) 実用新案出願が法第 10 条の規定を満たしている。
  - (b) 考案が法第 1 条 (2) の規定に該当し、その結果技術的性格を欠いている。
  - (c) 考案が法第 1 条 (4) の規定に該当していない。
  - (d) 実用新案出願が法第 16 条 (1) に規定されるように単一の考案に関するものである。
  - (e) 実用新案出願において、考案が法第 11 条の規定に従って開示されている。
- (4) OSIM は、(3) の規定による審査の間に把握された出願書類の不備を出願人に通知し、応答するための期限を与える。
- (5) (4) にいう通知の結果なされた補正は、最初の文面上に目に見える方法で表示しなければならない。出願人は、そのようになされる補正と同時に、補正後に作り直した文面を含む明細書、クレーム及び図面を 2 部提出しなければならない。
- (6) (5) の規定に従って作り直した書類は、A4 の形式で、文面はコンピュータ印刷又はタイプライターで作成するものとする。これに従わない場合は、補正された書類は検討に付されず出願人は相応に通知を受ける。
- (7) (6) にいう補正された書類の写しの 1 は、各紙面に申請人が署名しなければならない。

### 第 9 条 考案の技術的性格

- (1) 法第 1 条 (1) の規定の適用上、考案の技術的性格は、考案が技術分野に属し、技術的課題を解決し、保護を求め主題をクレームにおいて定義するための少なくとも 1 の実質的な技術的特徴を提示する事実によって与えられる。
- (2) コンピュータ・プログラムの分野における考案の技術的性格は、そのプログラムが、コンピュータ上で作動するか又はアップロードされたときは、そのプログラムとコンピュータの間の単なる通常の相互作用以上のその後の技術的效果を決定するか又は決定する能力を有する事実に基づく。

### 第 10 条 考案の開示

- (1) 実用新案出願が、当該技術の熟練者がクレームされている考案を、進歩性を伴わずに実行すること及び提示された技術的課題を解決することができるように十分な技術情報を含んでいる場合であって、かつ、その情報が、クレームされている考案が技術水準に対してする貢献を第三者が理解することを可能にする場合は、その考案は、法第 11 条の規定を遵守しているものとみなす。
- (2) 法第 11 条の規定の適用上、考案の明瞭かつ完全な開示は、明細書、クレーム及び、該当する場合は、図面を含め、実用新案出願全体をいう。
- (3) 法第 11 条の規定の意味において、考案の開示は実用新案出願の出願日に既になされている

なければならない。

### 第11条 不利にならない開示

(1) 法第3条(4)(a)の規定の適用上、実用新案出願は、法第3条(2)の意味において、考案が公衆に利用可能とされた日から最長6月以内にOSIMに提出しなければならない。

(2) 法第3条(4)(b)の規定の適用上、次の第三者による開示は、出願人又は前権原者に対する明白な濫用を構成する。

(a) 前記の者の何れかから考案を盗んでいる第三者、又は

(b) 公衆の利用に供さないという条件に基づいて考案を知らされた第三者

(3) (2)の意味における濫用は、意図的なものであると想定され、その濫用が出願人に対してではなく、前権原者に対してなされた場合も、出願人はそれについて訴えることができる。

### 第12条 単なる専門技術の枠組を超えること

(1) 法第1条(1)の意味において、考案は、技術的課題の解決の結果、法第3条の規定に基づいて技術水準と比較して利点を提示する場合は、単なる専門技術の枠組を超えるものとみなされる。

(2) (1)にいう利点は、製品を実施若しくは使用する上での技術的利点若しくは実務的利点、又は教育又はレジャーの分野で取得されるような使用者にとっての利点とすることができる。

(3) 法第3条(3)に規定の実用新案出願及び特許出願は、技術水準の一部を構成するが、(1)の規定に基づいて単なる専門技術の枠組を超えることを評価するときには考慮に入れない。

### 第13条 調査報告書の作成

(1) 調査報告書は、法第18条の規定に基づいて、出願人に出願クレームに含まれている考案に関して関係する技術水準に関する情報を提供するものとし、出願人はこれについて法第20条に規定のとおり排他権を行使することができる。

(2) 調査報告書は、その公開により、出願クレームに含まれている考案に関する技術水準についての情報を第三者に提供する。

(3) OSIMは、法第13条の規定に基づいて構成される正規の国内出願を基にして調査報告書を作成する。

(4) 次の事情の場合は、調査報告書を作成することはできない。

(a) 実用新案出願の主題である考案が、法第1条の意味における技術的性格を欠く、又は法第1条(2)若しくは(4)の規定に基づく保護から排除若しくは除外されている、又は考案の開示に関する法第11条の規定が遵守されていない場合、並びに

(b) 調査報告書を作成する手数料が納付されていない場合

(5) 法第16条(2)及び(3)の適用上、出願が2又は3の考案を含んでいることをOSIMが確認した場合は、出願人は、相応に通知を受け、調査報告書を作成する考案に対応するクレームを提出するよう求められる。

(6) 法第18条の規定に基づいて、調査報告書は出願人に送付され、出願人は登録決定の言及の公告と共にその公開を望む場合は、与えられた期限内にOSIMに申し出ることができる。

(7) 法第18条(7)の適用上、登録決定の言及の公告と共に調査報告書が公開されなかった場合において、所有者又は第三者の請求があるときは後に公開される。

- (8) 公開の請求は、出願日から6年の期間の終了前4月以内に書面によってOSIMにする。
- (9) (8)の規定に従って調査報告書の公開の請求がなされなかった場合は、OSIMは、出願日から6年の期間の終了前に報告書を公開する。
- (10) 法第19条(9)の適用上、次のとおりとする。
- (a) 調査報告書は、保護の最初の6年の終了前6月以内に書面によって第三者が請求することができる。
- (b) 補正クレームを基礎とする調査報告書をOSIMが作成することを第三者が請求した場合は、OSIMは、出願人のために作成された元の調査報告書を公開し、第2の調査報告書は作成後直ちに公開し所有者及び第三者に送達する。

#### **第14条 クレームの補正**

- (1) 実用新案の登録手続は、正規の国内出願を基礎としなければならないが、法第18条(5)にいう出願人によるクレームの補正は、OSIMによって作成された調査報告書の受領の結果としての場合に限り認められる。
- (2) 法第18条(5)に規定の補正クレームは、それが法第18条(4)にいう期限の到来後に提出された場合は、公開されず出願人に返却される。
- (3) 法第19条(10)の適用上、委員会は法第18条(5)に基づいて提出された補正クレームを審査しない。
- (4) 法第18条(5)の規定に基づく補正クレームは、所有者に法第5条にいう実施の権利を付与し、登録実用新案によって付与される保護の範囲を決定する。
- (5) ただし、補正クレームは、出願日の実用新案出願の主題を越えて拡張されることはない。補正クレームは法第23条(1)(e)の規定に従って取消手続内で評価される。

#### **第15条 実用新案出願の審査報告書**

- (1) 法第19条(1)の規定による実用新案出願審査報告書とは、出願ファイルを作成した審査官が作成し、署名する書類であり、これが審査委員会の決定の基礎となる。
- (2) (1)にいう審査報告書には、次の事項を含まなければならない。
- (a) 実用新案出願の書誌的情報
- (b) 実用新案の登録を請求する考案の主題の簡単な説明
- (c) 手数料を納付した上で出願について行われた手続についての言及及び検討された書類
- (d) 法第17条(1)及び(2)に規定の条件の遵守についての説明
- (e) 実用新案を登録するか又は出願を拒絶するかの審査官の提案であって、法的理由を明示するもの

#### **第16条 審査委員会**

- (1) 審査委員会の管轄権は次のとおりとする。
- (a) 実用新案を登録するか又は出願を拒絶するかの決定をすること
- (b) 法第18条(6)及び法第19条(5)の規定に該当する実用新案出願は取下とみなされることを宣言すること、又は
- (c) 出願人の明示的請求があるときは、実用新案出願の取下を書き留めること
- (2) 審査委員会の構成は、次のとおりとする。



- (a) OSIM 長官が任命する審査長
- (b) 工業所有権分野の審査官であつて、審査報告書を起草した者
- (c) 審査長が任命する第 2 の審査官
- (3) 審査委員会が行う決定には理由が付されるものとし、その言及は、国家実用新案出願登録簿に記入され、この登録簿には、取り下げられた実用新案出願に関する言及及び取下とみなす旨の宣言がされた出願に関する言及も記入される。
- (4) 実用新案出願を登録する決定の言及も、国家登録実用新案登録簿に記入される。
- (5) 審査委員会が行った決定、実用新案出願の取下に関する書類又は出願は取下とみなされる旨の宣言は、決定を行った日又は取下に関する書類が交付された日から 1 月以内に、出願人又は、該当する場合は、職業代理人に連絡されるものとする。
- (6) 法第 19 条(3)の規定の適用上、出願人が出願日から 7 月に始まる手続期限の延期についての理由のある請求を提出し手数料を納付した場合は、OSIM は実用新案の登録の決定を延期する。これが該当しない場合は、登録手続は OSIM によって続行する。
- (7) 法第 19 条(7)の規定の適用上、審判請求がなされた場合は、決定の言及は、審判請求の処理が行われた日から 1 月の期間内に公告される。

#### 第 17 条 実用新案登録の公告

- (1) 法第 19 条(8)の規定の適用上、実用新案登録は、正規の国内出願に含む明細書、クレーム及び図面並びに(該当する場合)補正クレームを、登録決定の言及が BOPI に掲載された日から OSIM 構内で公衆に利用可能とすることによって公告される。調査報告書も OSIM 構内で公衆に利用可能とすることによって公告される。
- (2) (1)の規定に基づく公告には少なくとも次の事項からなる第 1 頁を含まなければならない。
  - (a) 実用新案出願の出願番号及び出願日
  - (b) 国際分類の指標
  - (c) 各種実用新案書類の特定のための標準記号
  - (d) 考案の名称
  - (e) 所有者を特定するための詳細事項
  - (f) 出願人が任命した職業代理人を特定するための詳細事項
  - (g) 考案者を特定するための詳細事項
  - (h) 主張された優先権
  - (i) 出願人が公告に同意した出願の要約及び特定した図
  - (j) 実用新案出願のクレーム及び図の数
  - (k) 調査報告書の公告(該当する場合)の言及
- (3) 実用新案に関する決定は、その言及の BOPI での公告日から第三者に対して効力を生じる。
- (4) 実用新案の公告の準備が完了する日までに OSIM に届出された法的地位の変更も、(1)にいう公告時に公告される。

#### 第 18 条 保護の更新

- (1) OSIM は、次の場合は、法第 7 条(1)及び(2)に規定の保護の存続期間の満了後直ちに保護の更新の通知を国家登録実用新案登録簿に記入し BOPI に公告する。
  - (a) 所有者が、法第 7 条(2)又は(3)に規定の期限内に書面により保護の更新を請求し、かつ

- (b) 法第 7 条(5)又は(6)の規定に従って更新手数料の納付が証明された場合
- (2) 保護の存続期間の満了前に登録証を無効とする最終かつ取消不能の決定がなされるか又は所有者が実用新案登録によって付与された権利を放棄した場合は、OSIM は、(1)にいう保護の更新の通知を記入しない。
- (3) 実用新案保護の更新の法的条件が満たされた場合は直ちに、OSIM は所有者に更新証明書を交付し、保護の更新の通知を BOPI に公告する。
- (4) 所有者が実用新案を放棄していない場合は、何人も更新手数料を納付することができる。ただし、これはその身分を特定する詳細事項及び所有者の詳細事項、実用新案証番号、実用新案保護の対象である考案の名称並びに手数料納付の対象期間が表示され、かつ納付書類の写しが OSIM に登録された場合に限られる。
- (5) 所有者又は職業代理人が法第 7 条(5)に規定の期限の到来前に更新手数料を納付していないが、納付が他人によってなされた場合は、実用新案保護の更新の法的条件は満たされたものとみなし、OSIM は所有者又は(場合により)職業代理人に通知する。
- (6) 法第 7 条(5)又は(6)の規定に基づく更新手数料の未納により保護が消滅した場合は、所有者は法第 7 条(5)にいう期限の到来から最長 2 月以内に OSIM に登録の回復を理由を付して申請することができる。OSIM は、後の補正を付し再公布された政令 No. 41/1998 附則 1 第 1 条項目 22 に規定の法定手数料及び更新手数料の納付を条件として回復申請につき決定する。
- (7) 実用新案登録の回復の通知は、(6)の規定に基づく決定の伝達後 30 日以内に BOPI に公告される。
- (8) 法第 14 条(1)(b)にいう事情において、OSIM が実用新案の出願日後 6 年の期間の終了後に登録を決定する場合は、所有者は、法第 7 条(5)及び(該当する場合)(6)に規定の更新手数料も納付しなければならない。

#### **第 19 条 実用新案証の取消手続**

- (1) 実用新案登録が法第 23 条(1)(d)にいう理由で取り消される場合、OSIM は、権原を有する者に特許の法的地位の変更申請のための法定手数料に対応する手数料の納付を条件として証明書を交付する。
- (2) 証明書の交付を受ける権原を有する者は、BOPI での公告のために、(1)にいう手数料の納付及び(場合により)新たな所有者を確定する最終かつ取消不能の決定の証拠を提出しなければならない。

## 第 IV 章 経過規定及び最終規定

### 第 20 条 政府決定 No. 547/2008 で承認された特許法 No. 64/1991 施行規則の規定の準用

法第 28 条の適用上、再公布された特許法 No. 64/1991 施行規則の次の規定を準用する。第 2 条から第 10 条まで、第 14 条から第 16 条まで、(15)を除く第 18 条、第 19 条から第 24 条まで、第 26 条から第 31 条まで、第 33 条から第 34 条まで、第 38 条、第 44 条から第 46 条まで、(2)を除く第 48 条、第 49 条、第 52 条から第 54 条まで、第 55 条(この中で、「request for revocation」(取消請求)の句は、「request for cancellation」の句で置き換える)、(1)(b)を除く第 56 条、(4)を除く第 57 条(この中で、「request for revocation」(取消請求)の句は、「request for cancellation」の句で置き換える)、第 58 条(この中で、「request for revocation」(取消請求)の句は、「request for cancellation」の句で置き換える)、(2)を除く第 59 条(この中で、「request for revocation」(取消請求)の句は、「request for cancellation」の句で置き換える)、第 60 条、第 63 条、(4)を除く第 64 条、(3)、(5)及び(6)を除く第 65 条、(a)を除く第 80 条、(13)を除く第 81 条、第 82 条並びに第 84 条から第 91 条まで。

### 第 21 条

本施行規則の適用上、OSIM 長官は指示を発行し、それをルーマニア官報第 I 部に公告する。